

業務仕様書

1 業務名

吹田市国民健康保険課既存什器収集運搬委託業務及び
吹田市国民健康保険課既存什器処分委託業務

2 作業日

令和6年8月10日（土）

3 発生場所

吹田市泉町1丁目3番40号 低層棟1階 国民健康保険課

4 廃棄物の種類

発注者が処分を委託する産業廃棄物の種類・数量及び性状等は下表のとおり

廃棄物の種類	予定数量	性状等
廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず 陶磁器くず	58 m ³	性状：固形物 荷姿：バラ 主に事務机、事務椅子

※上記の予定数量は変動する可能性がある。

上記の廃棄物予定数量内訳は資料別紙1のとおり。

5 廃棄物の処理

- (1) 受注者は作業日の10日前までに廃棄物の総量を算定し、国民健康保険課職員（以下、担当者）に承認を得ること。
- (2) 産業廃棄物の収集場所は、吹田市役所内の国民健康保険課執務室とする。
- (3) 排出する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず等に木材若しくは紙類が付着しており容易に分離できない場合において、産業廃棄物として分類されるべき廃棄物については、受注者が適正に処理を行うものとする。
- (4) 床にある廃プラスチック類、金属くず等については適正に分類し、袋詰めの場合、処理を行うものとする。

6 業務内容

- (1) 本業務委託は産業廃棄物の収集運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令に従い、発注者が交付する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を用いて、適正に処理するものとする。

- (2) 収集運搬業者は本業務委託に係る産業廃棄物の収集運搬については、再委託してはならない。また、中間処理について収集運搬業者が業務提携先の処分業者で処分する場合は、入札参加資格確認申請と共に業務提携書を提出すること。
- (3) マニフェストの購入費用は収集運搬業者負担とする。

7 受注者の資格等

- (1) 収集運搬業者は産業廃棄物の排出場所と処分場所、それぞれの区域を管轄する都道府県知事又は政令市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (2) 処分業者は、処分場所の区域を管轄する地方公共団体の長から産業廃棄物処分業の許可を受けていること。
- (3) 本業務委託に関わるすべての産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可証の写しを発注者に提出すること。
- (4) 業務従事者は十分な知識と実務経験を有する者であること。
- (5) 収集運搬業者及び処分業者は吹田市の入札参加有資格者名簿に登載がある者であること。
- (6) 発注者は収集運搬業者及び処分業者、各々と産業廃棄物委託契約書を締結するものとする。

8 運搬車両の事前報告

収集運搬業者は、契約締結後速やかに、本業務委託に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

9 収集運搬等について

- (1) 担当者が指定した産業廃棄物を完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 収集運搬車両には、ダンプ車及びコンテナ車の場合は原則として有蓋車を使用し、無蓋車による場合は、運搬中必ず車両シートを被せ、廃棄物が飛散しないようにすること。
- (3) 収集運搬業者及び処分業者（使用人を含む。）は、本業務委託中に市民等とのトラブルや事故が発生した場合は、臨機の措置をとり、発注者及び関係機関等に急報するとともに書面により報告すること。また、運搬作業等では事故等のないよう細心の注意を払い、万一事故（収集運搬車の火災を含む）が発生した際は、遅滞なく報告することとし、その修理・修繕に係る一切の費用は収集運搬業者または処分業者の負担とする。
- (4) 作業の実施にあたり作業場所の建物、工作物、その他備品等に対して故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は収集運搬業者及び処分業者の責任において、それを負うものとする。

(5) 収集運搬業者は、委託された産業廃棄物の運搬途中に積替え又は保管してはならない。

1 0 業務完了及び支払いについて

業務委託が完了した場合、業務完了届を提出すること。ただし、マニフェストのB 2票及びD票が回付されることにより代えられるものとする。いずれの場合も計量票を併せて提出すること。

また、支払いについて収集運搬業者及び処分業者へ発注者が支払うものとする。

1 1 特に定めのない事項

契約書、業務仕様書に特に明記していない事項で、業務委託の実施上当然必要な事項については、収集運搬業者若しくは処分業者の負担において処理すること。又、判断できないものについては、都度、発注者と協議すること。